

任意の意見募集への切替えについて

今般の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案（以下「政令案」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、同法において政令に委任された事項を定めるものです。

平成 27 年 10 月（予定）の番号の付番、平成 28 年 1 月（予定）の番号の利用開始、平成 29 年 1 月（予定）の情報連携の開始など、マイナンバー法に基づき順次マイナンバー制度が施行されますが、番号を利用する行政機関や地方公共団体においては、個人番号の付番・利用、情報連携のためのシステム改修、事務フローの見直しなどが必要となります。特に情報連携へ対応するためのシステム改修については、遅くとも平成 26 年 4 月には本格的に着手している必要があると考えられます。

また、マイナンバー制度においては、民間企業が、マイナンバー法第 2 条第 13 項に規定される「個人番号関係事務実施者」として、個人番号を間接的に取り扱うことが想定されており、税、社会保障分野の行政手続における番号の導入などを踏まえ、システム改修や事務フローの見直しなどが必要となると想定され、十分な準備期間が必要と考えられます。

今般の意見募集に当たっては、政令案の内容を早期に示すことを重視し、特に影響が大きいと思われる事項について公示するとともに、追ってその詳細を追加掲載することとしていたところです。

しかしながら、マイナンバー制度は、新たな社会的基盤を創設するものであり、適切な制度設計を図るため、より慎重な検討を重ねることにより、結果として、当初の予定よりも追加掲載が遅れているところです。

一方で、より内容を網羅的に示して欲しいとの御意見もいただいていることを踏まえ、今般の意見募集を任意の意見募集とすることとし、詳細の掲載が可能となった段階で、改めて行政手続法に基づく意見募集を行うことといたします。